

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成29年1月23日（月） 9時45分～11時00分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	宮崎 智美（会長） 道山 治延（副会長） 一ノ瀬 彰子 竹本 安伸 藤井 チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長 保護課 会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問について説明を。 （資料に基づき説明） 質問や意見はないか 資料の表について詳しく説明を。
保護課	現行のオンプレ型とは、サーバを自前で所有するシステムである。保護課内にサーバを持ち、そのサーバ内のシステムでレセプトを管理している。なお、レセプトデータは、社会保険診療報酬支払基金から送られてくるものをそのサーバに取り込んでいる。クラウド型とは、民間の業者が所有するサーバを活用するシステムである。保護課ではサーバは保有せず、保護課内の端末で、業者のデータセンターにあるシステムの操作を行うものとなる。なお、レセプトデータは、支払基金からデータセンターに直接送信されるようになる。
会長 保護課	医療機関からの情報はどこに送られるのか。 生活保護受給者が医療機関を受診したときは、全額、医療扶助として、生活保護でみるようになっていく。レセプトデータは、まず医療機関から支払基金に送られ、支払基金から生活保護の保険者である保護課に送られている。クラウドサービスを活用する場合は、医療機関から支払基金へのデータの送付は変更ないが、支払基金から直接保護課に送られていたレセプトデータは、データセンターに送られるようになる
委員	総合行政ネットワークシステムが新しくできたという

保護課	<p>ことか。</p> <p>総合行政ネットワークシステムである LGWAN は以前からある。国と自治体又は自治体同士など行政間同士で使用するネットワークとなっている。今回のデータセンターは民間の業者であるが、総務省の審査が通っているため、市とデータセンター間は LGWAN 回線を使用することができる。</p>
委員 保護課	<p>国からシステムの提供があったのか。</p> <p>国は平成 23 年から導入している生活保護レセプトシステムのソフトを全自治体に配布している。本市においても平成 23 年から生活保護システム自体は導入していたが、サーバなどの機器を自前で保有していた。今回、その機器の更新を迎えていること、OS である Windows vista のサポート期間が今年の 4 月に終了することから、自前で機器を保有するか又は民間の機器を活用するか検討した結果、民間の機器を活用することで、市が機器の更新を行うことが不要になること、また、費用も 5 年間で 300 万円ほど軽減できることなどから、クラウドサービスを活用することにした。</p>
委員 保護課	<p>クラウドシステムにおいて、レセプトデータはデータセンターが代行受領するとなっているが、支払基金とデータセンターとで契約又は審査はあるのか。</p> <p>審査はない。また、契約は、支払基金とデータセンターとの契約ではなく、支払基金が市の代理人としてデータセンターに送るように市と支払基金とで契約する。</p>
委員 保護課	<p>システムは専用のもとなっているのか。</p> <p>レセプト管理システムは国が開発した全国一律のソフトとなっている。また、データセンターのシステムも同様のものとなっている。</p>
委員 保護課	<p>支払基金がこのクラウドシステムを利用することができるかどうかチェックがされているのか。</p> <p>はい。なお、現在、約 100 の自治体がこのクラウドサービスを利用している。</p>
委員 保護課	<p>どのような自治体が利用しているのか。</p> <p>福岡県内では久留米市が導入している。また、八女市、嘉麻市、直方市が導入を検討している。</p>
委員 保護課	<p>業者は富士通になるのか。</p> <p>はい。生活保護レセプト管理システムのクラウドサービスを実施している業者は、富士通 FIP1 社となっている。</p>
委員 保護課	<p>クラウドサービスを利用することで費用が 300 万円ほど軽減できると説明があったが、機器のメンテナンス料とクラウドサービスの料金を比較したものか。</p> <p>クラウドサービスを利用した場合、毎年使用料がかかる。自前でサーバ機器等を保有した場合は、保守料、通信料、システム更新に係る費用がかかる。それらを比較したところ、クラウドサービスを利用した場合が、300 万円ほど安価となる。</p>
会長 保護課 会長	<p>個人情報バックアップはどこが行うのか。</p> <p>毎日データセンターで行う。</p> <p>不正なアクセス排除の対策はどのようなものか。</p>

保護課	保護課及びデータセンターの全職員ではなく、必要な者のみ利用権限を与える。また、インターネットとの接続ではなく、LGWAN回線や専用回線を利用する
委員	支払基金とデータセンター間は、LGWAN回線は利用しないのか。
保護課	はい。
会長	他に質問等はないか。
委員全員	<なし>
会長	公益上特に必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。
委員全員	<了承>
会長	この件は電子計算機の結合を行ってよいものとする。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	7ページの建築指導課への目的外利用について、利用する時期が平成29年3月31日までとなっているが、それ以降は利用しないのか。
事務局	空家対策は随時行っているが、税務課の保有個人情報を利用して行うアンケートは、1回限りの予定である。
会長	他に質問等はないか。
委員	9ページの企業局総務課の目的外利用は、所定の照会書によるとあるが、個別の案件に個別に答えるということか。
事務局	はい。照会が必要な案件が発生したときに、随時照会する。
委員	これまでは、照会していなかったのか。
事務局	水道の状況等の照会はしていなかった。
会長	7ページと9ページの目的外利用の根拠規定が、今回は大牟田市個人情報保護条例第11条第2項第1号の法令等の規定があるときとなっているが、任意規定の照会は、条例第11条第2項第5号の審議会の類型によるものではなかったか。
事務局	照会元が照会することができるという規定のときは、条例第11条第2項第5号の審議会の類型に該当し、提供側が目的外利用することができるという規定のときは、条例第11条第2項第1号の法令等の規定に該当する。今回は、共に提供側が目的外利用できる法令等の規定に基づくものとなっている。
会長	児童虐待の防止等に関する法律では、利用することに相当の理由があるときは、これを利用することができるようになっていて、照会書にその理由が記載されるのか。
事務局	はい。個人情報が必要になる理由については、照会のとときに児童家庭課から企業局総務課に説明がある。
会長	他に質問等はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説

<p>事務局 会長 委員</p>	<p>明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>18ページのUIJターン若者就職奨励金は、学生などが住民票を変更せずに他市に居住し、卒業後、就職のために戻ってくることがあるが、その場合は対象となるか。</p>
<p>会長 委員全員</p>	<p>他市に住んでいたとしても、住民票が変更されていなければ対象とならない。 他に質問等はないか。 <なし></p>
<p>会長</p>	<p>以上で審議会を終了する。</p>